

議案第41号

所沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

所沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年 2月20日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例

所沢市水道事業給水条例（昭和36年告示第76号）の一部を次のように改正する。

第5条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「第28条第1項第1号及び第2号」を「第28条第1項第2号及び第3号」に改める。

第31条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。